



栃木県公報

令和3(2021)年
6月3日(木)
号 外
第 36 号

目 次

条 例

○栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正（栃木県条例第41号）

- 1 令和3（2021）年7月1日から令和4（2022）年3月31日までの間において、議会における会派に対し交付する政務活動費の月額を、22万円（現行30万円）に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、令和3（2021）年7月1日から施行することとしました。

条 例

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十一号

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和三年七月一日から令和四年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「三十万円」とあるのは、「二十二万円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「三十万円」とあるのは、「二十四万円」とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(議会事務員)